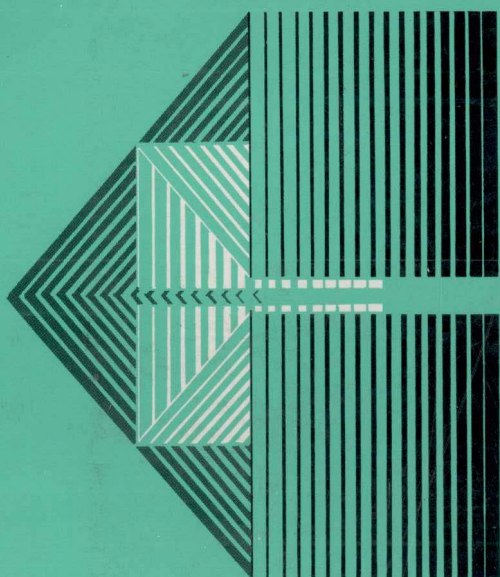


入門相続税

石川敬一著

昭和**58**年版

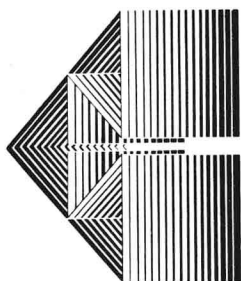


中央経済社

入門相続税

昭和**58**年

石川敬一 著



中央経済社

著 者 略 歴

1. 昭和9年 慶応義塾大学経済学部卒業
2. 昭和29年 国税庁税務講習所専攻科修了
3. 国税調査官
4. 国税庁税務講習所教育官
5. 現在 公認会計士

著者との了解
により検印を
省略しました

入 門 相 続 税 〔昭和58年版〕

昭和58年6月1日 印 刷
昭和58年6月10日 発 行

著 者 い し か わ け い い ち
石 川 敬 一
発 行 者 渡 辺 正 一

* * *

発行所 株式会社 中 央 経 済 社

東京都千代田区神田神保町1-31-2
電 話 (293) 3371 (編集部) (代)
(293) 3381 (営業部)
〒101 振替口座・東京 0-8432

落丁・乱丁本は御取替え致します。 石橋総合印刷・誠製本

ISBN4 - 481 - 85061 - 2 C1034

は し が き

本書は、初めて、民法の相続、相続税法を研究する方のために解説した。

本書の特色は、次のとおりである。

- (1) 民法の相続 } をワカリヤスク、簡潔に解説した。
相続税法の相続税 }
- (2) 民法の相続 } の相違点を比較した。
相続税法の相続税 }
- (3) 標準計算例をあげ、理解を深めた。
- (4) 条文、通達の根拠を明らかにした。
- (5) 原則、例外、特殊の三段構えの解説によって、法律研究技術の基本を示した。
- (6) 公正証書の遺言の型を示し、有終の美を飾るように配慮した。
- (7) 相続税、贈与税の申告書の様式を挿入した。
- (8) いろいろの比較表を示して、知識の比較化に努力した。
- (9) 民法、相続税法の専門用語の解説に意を注いだ。
- (10) 復習問題において、知識の整理を図った。

本書は、著者が、いろいろの講習会における実際の指導のなかから生れたものである。

本書は、入門法人税、入門所得税の姉妹書である。

本書は、相続税の担当講師宮川久子君の協力による所が少なくない。深く感

謝する。

昭和58年4月

石川敬一税法教室において

公認会計士 石 川 敬 一

(注) 本書についてご質問の方は、直接著者宛お願いします。

(宛先) 〒113 東京都文京区本郷1-15-6 高橋ビル

有終の美を飾るために

相続は、民法の第5編相続により、相続税は、相続税法によって定められている。

相続税法は、原則として、民法の相続を基準としているが、相続税法独特の考え方が織り込まれている。

鹿島王国の鹿島守之助氏のような理想的な家庭は300億円の遺産に対しても何ら相続争いはなく、平穏無事であるが、このような家庭は極めて数少ない。

われわれ人間は、生れてから死ぬまで、実に波瀾万丈の生涯を送るものが多い。

有終の美を飾って、この世におさらばする人は殆んどないといってもいい過ぎではない。

死後の相続争いは、まことに人間の赤裸々の姿を表現するものといえよう。

従って、われわれは、日常の努力の一部を相続、相続税法の研究にさくことも、有終の美を飾るために意義あることであろう。

【相続税の56年の実績】

1 死亡した人の遺産	3兆8,087億円
2 1億円をこえる遺産	10,340人
3 56年中死亡者数	720,262人
4 相続税課税対象者	31,549人

相続税の課税状況の推移

区分 年次	死亡状況・課税件数等			課 税 価 格		相 続 税 額		
	死 亡 者 数 (A)	課税被相続 人数 (B)	(B)÷(A)	合 計 額 (C)	被相続人1 人当り金額	課 税 額 (D)	被相続人1 人当り金額	(D)÷(C)
昭和 年	人	人	%	億円	千円	億円	千円	%
50	702,275	14,593	2.1	15,121	103,618	1,973	13,521	13.0
51	703,270	15,925	2.3	16,720	104,992	2,166	13,604	13.0
52	690,074	17,870	2.6	18,843	105,442	2,490	13,933	13.2
53	695,821	20,205	2.9	21,737	107,580	2,869	14,197	13.2
54	689,664	22,666	3.3	24,462	107,925	3,305	14,581	13.5
55	722,801	26,797	3.7	30,050	112,139	4,399	16,416	14.6
56	720,262	31,549	4.4	38,087	120,723	5,427	17,202	14.2

55年中に死去した人の遺産額上位10人

		課税価格 (万円)
①	田 村 半十郎	酒 造 業 社 長 837,661
②	土志田 清 助	農 業 350,114
③	加 藤 良 雄	金 市 館 会 長 277,439
④	石 田 退 三	トヨタ自工相談役 271,987
⑤	大 下 大 蔵	フマキラー 会長 227,966
⑥	増 田 貢	東華色素化学工業社長 221,570
⑦	佐々部 暁 徳	中部日本放送相談役 204,053
⑧	杉 田 隆之助	不 動 産 貸 付 業 189,157
⑨	大 野 寛 人	農 業 186,227
⑩	浦 田 鈔 雄	東海スプリング製作所会長 182,162

過去の遺産額上位10人 (55年まで)

		死亡 年月	課税価格 (単位億円)
①	鹿 島 守之助	鹿 島 建 設 会 長 50・12	285
②	武 田 彰 郎	武田薬品工業副社長 55・ 2	110
③	石 橋 正二郎	ブリヂストンタイヤ相談役 51・ 9	103
④	赤 井 三 郎	赤 井 電 機 社 長 48・12	97
⑤	田 村 半十郎	田 村 酒 造 社 長 54・ 6	83
⑥	長谷川 萬 治	長谷川萬治商店会長 51・12	82
⑦	出 光 佐 三	出 光 興 産 店 主 56・ 3	77
⑧	松 本 三 郎	旭 光 学 工 業 社 長 53・ 3	63
⑨	井 植 歳 男	三 洋 電 機 会 長 44・ 7	58
⑩	竹 中 宏 平	竹 中 工 務 店 社 長 52・ 8	55

目 次

第 1 編 民法の相続

1 総 則	1
2 相 続 人	2
3 相続の効力	6
第 1 総 則	6
第 2 相 続 分	7
第 3 遺産の分割	22
4 相続の承認，放棄	24
第 1 総 則	24
第 2 承 認	24
第 1 款 単純承認	24
第 2 款 限定承認	25
第 3 放 棄	26
5 財産の分離	29
6 相続人の不存在	30
7 遺 言	34
第 1 総 則	34
第 2 遺言の方式	36
第 3 遺言の効力	37
第 4 遺言の執行	40
第 5 遺言の取消	40
8 遺 留 分	41

第 2 編 相続税

1 相続税とは何か	45
2 相続税の納税義務者	46
3 相続税の計算方法	47
4 債務控除	51
5 3年以内の贈与財産	54
6 課税価格	56
7 遺産に係る基礎控除	57
8 相続税の税率	59
9 相続税の総額	60
10 2割加算	64
11 贈与税額控除	65
12 配偶者に対する相続税額の軽減	66
13 未成年者控除	69
14 障害者控除	70
15 相次相続控除	71
16 外国税額控除	75
17 簡単な相続税計算問題	76
18 非課税財産	84
19 相続・みなし相続，遺贈・みなし遺贈	85
第1 みなし相続	85
第2 みなし遺贈	86
20 生命保険金	88
21 退職手当金	93
22 複雑な相続税計算問題	97

23 申 告	104
24 納 付	105
25 更正・決定	106
26 延納・物納	107

第 3 編 贈与税

1 贈与税とは何か	133
第 1 贈与税とは	133
第 2 贈与とは	133
2 贈与税の計算と税率	134
第 1 贈与税の計算	134
第 2 贈与税の税率	135
3 贈与税の非課税財産	137
4 みなし贈与	139
5 申 告	142
6 質 問 集	143

第 4 編 財産の評価

1 法定評価方法	151
2 基本通達の評価方法	155
第 1 土地，家屋	155
第 2 株 式	159
第 3 ゴルフ会員権	165

＜相続税の申告書の書き方＞	171
---------------------	-----

第1編 民法の相続

1 総 則

1 相続開始（民法 882）

相続は，死亡によって開始する。

（注）相続は死亡を条件とするが，贈与は生存を条件としているところが相違点である。

2 相続は，被相続人の住所において開始する（民法 883）。

2 相 続 人

I 胎児（民法 886）

原 則

胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

例 外

胎児が死体で生れてきたときは、相続の問題は生じない。

II 被相続人の子（民法 887 ①）

被相続人の子は、相続人となる。

（注）被相続人とは、相続される者をいう。

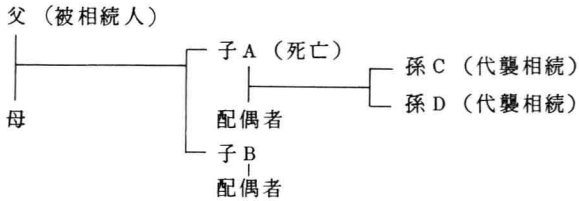
III 代襲相続（民法 887 ②, ③ 民法 889 ②）

代襲相続とは、相続人である

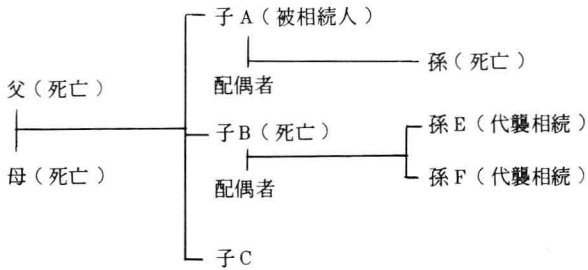
- ① 直系卑属 } が相続開始前に、その相続権を失った場合 $\left(\begin{array}{l} \text{死亡} \\ \text{欠格} \\ \text{廃除} \end{array} \right)$
 ② 兄弟姉妹 }

その者の直系卑属が、相続することをいう。

【図解 1】



【図解 2】



IV 直系尊属，兄弟姉妹（民法 889）

被相続人の子がない場合は，次の順位に従って相続人となる。

第 1 順位 直系尊属

第 2 順位 兄弟姉妹

V 配偶者（民法 890）

被相続人の配偶者は，常に相続人となる。

【用語の解説】

1 親族とは，次の者をいう（民法 725）

(1) 六親等内の血族

(2) 配偶者

(3) 三親等内の姻族

2 養子と養親（民法727）

養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけると同一の親族関係を生ずる。

3 婚姻関係（民法728①）

姻族関係は、離婚によって終了する。

4 夫婦の一方の死亡（民法728②）

夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときは、姻族関係は終了する。

5 相互扶助（民法730）

直系血族、同居の親族は、互に扶け合わなければならない。

【代襲相続の特色】

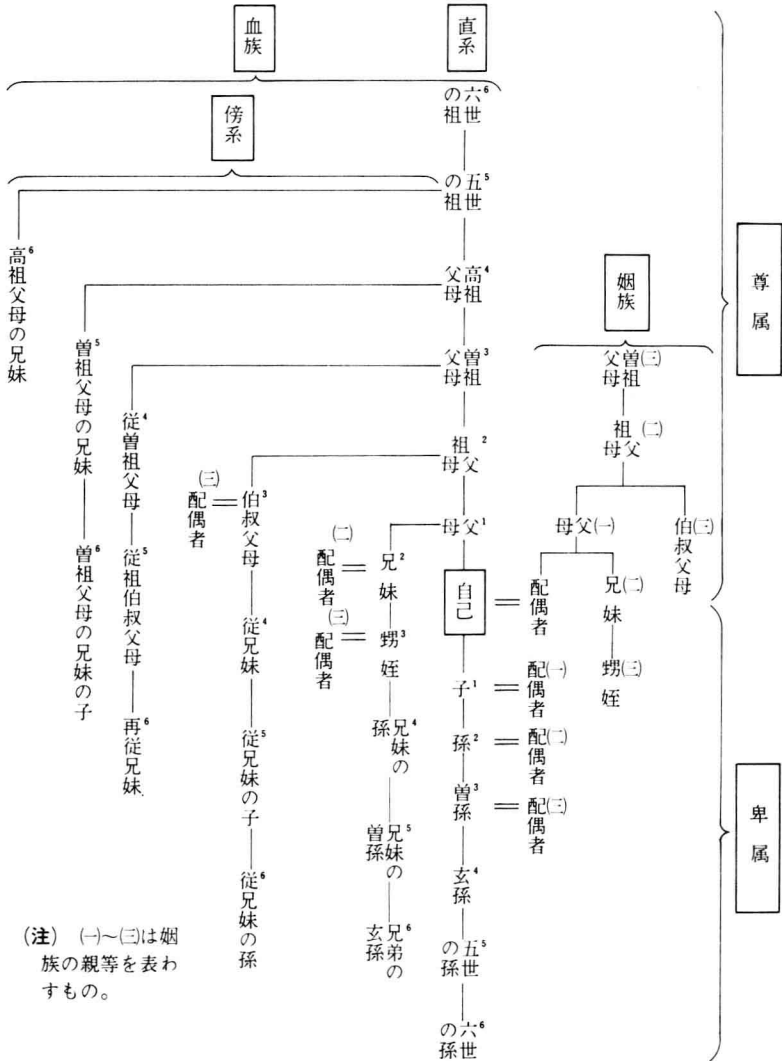
（注）実務としては重要なところである。

- 1 代襲相続は、相続人が、死亡、欠格、廃除の三の場合にのみ生ずる。
- 2 代襲相続は、直系卑属に限られ、直系尊属にはない。
- 3 代襲相続は、胎児でもできる。
- 4 代襲相続は、相続放棄をした場合はできない。
- 5 代襲相続は、兄弟姉妹の子でもできる。

（注）欠格・廃除

相続人は一定の条件に該当するときは、相続人としての資格を失う。これを「欠格」という。「廃除」は、推定相続人が被相続人を虐待、相続人に非行があるときに、被相続人が家庭裁判所に請求して、相続権を剥奪することである。

〔親 族 表〕



3 相続の効力

第 1 総 則

I 相続の効果（民法 896）

原 則

相続人は，相続開始の時から，被相続人の財産に属していた一切の権利義務を承継する。

例 外

被相続人の一身に専属したものは，承継しない。

【例】 医師，公認会計士，税理士，社長等の資格

II 祭具等の承継（民法 897）

原 則

系譜，祭具，墳墓の所有権は，慣習に従って，祖先の祭祀を主宰する者がこれを承継する。

例 外

被相続人の指示に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは，その者がこれを承継する。

特 殊

慣習が明らかでないときは、権利を承継すべき者は、家庭裁判所がこれを定める。

(注) 相続関係は原則として家庭裁判所の管轄となる。

III 共 有 (民法 898, 899)

相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

各共同相続人は、その相続分に応じて、被相続人の権利義務を承継する。

【用語の解説】

相続とは、人が死亡した場合、その人の有していた財産、債務を承継することという。

第 2 相 続 分**I 法定相続分 (民法 900)**

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、

1 子、配偶者が相続人の場合

子	$\frac{1}{2}$
配偶者	$\frac{1}{2}$

2 配偶者、直系尊属が相続人の場合

配偶者	$\frac{2}{3}$
直系尊属	$\frac{1}{3}$

3 配偶者、兄弟姉妹が相続人の場合

配偶者	$\frac{3}{4}$
兄弟姉妹	$\frac{1}{4}$